

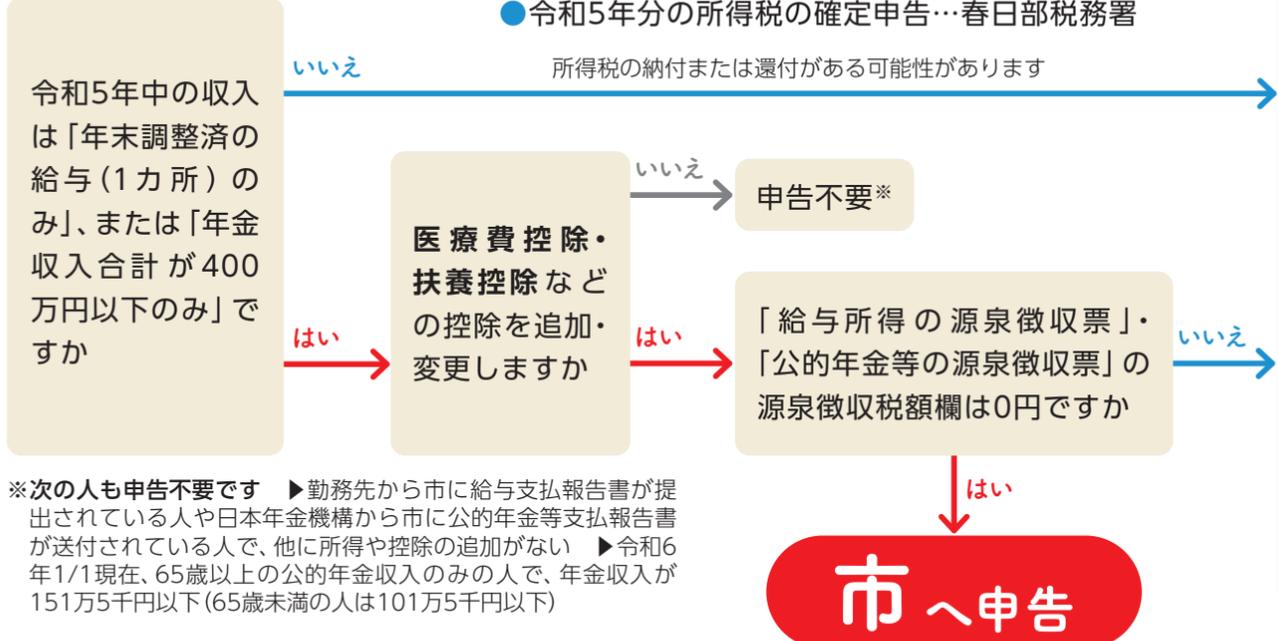
# 市・県民税申告は **郵送** で

問 市民税課 (TEL 048-796-8774)



まずは、**どこへ申告** すればいいのか  
フローチャートで確認しましょう

- 令和6年度市・県民税の申告…市
- 令和5年分の所得税の確定申告…春日部税務署



※次の人も申告不要です ▶ 勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人や日本年金機構から市に公的年金等支払報告書が送付されている人で、他に所得や控除の追加がない ▶ 令和6年1/1現在、65歳以上の公的年金収入のみの人で、年金収入が151万5千円以下(65歳未満の人は101万5千円以下)

### 春日部税務署へ申告

- 国税庁 **WEB**「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax または郵送
- 2/16(金)～3/15(金)(2/25(日)以外の(土)(日)祝を除く)の8:30～16:00
- ※要入場整理券。整理券は上記国税庁LINE、または当日配布で。16:00前に受け付け終了の場合有り



次の申告は市の申告会場では受け付け不可。必ず税務署へ申告を

- 確定申告が要件となる控除(純損失や雑損失の繰越控除、所得税の住宅借入金等特別控除など)の適用を受ける
- 国外在住の扶養親族の扶養控除の適用を受ける
- 青色申告、総合譲渡、分離課税(土地・株式等の譲渡など)の申告
- 事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書を作成していない
- 確定申告書の本人控え用紙に受付印が必要

## 市へ申告 **郵送** での申告がおすすめです

詳しくは

前年度の課税状況などから申告が必要と思われる人へ、1月末に市が申告書を送付

同封の返信用封筒で提出



### 郵送での申告が難しい人は申告会場(予約制)で受け付けます

予約(1人分の予約枠で家族分受け付け可能)

■ インターネット

**受付期間**  
1/30(火)13:00～3/14(木)15:00

**予約締め切り**  
申告希望日の前日15:00(前日が(土)(日)祝の場合はその前の平日15:00)

市 **WEB** (予約サイトのリンク掲載) ▶



■ コールセンター (TEL 048-796-8957)

**受付期間**  
2/1(木)～3/14(木)(土)(日)祝を除く) 9:00～15:00

**予約締め切り**  
申告希望日の前日15:00(前日が(土)(日)祝の場合はその前の平日15:00)

申告日	申告会場	予約可能枠(右記参照)
2/9(金)	幸松地区公民館	②～⑩
2/14(水)	武里大枝公民館	②～⑨
2/15(木)	豊春地区公民館	②～⑩
2/21(水)・22(木)・26(月)	庄和総合支所 1階市民ホール	①～⑩
2/27(火)		①～⑧
2/28(水)		④～⑩
2/29(木)～3/12(火)(土)を除く)	市役所2階 201・202会議室	①～⑩
3/13(水)～15(金)		①～⑤

※昨年実施の内牧地区公民館は豊春地区公民館と、豊野地区公民館は庄和総合支所との合同実施となります。問い合わせは各公民館ではなく市民税課へ

**予約可能枠**  
①9:30 ②10:00 ③10:30 ④11:00  
⑤11:30 ⑥13:00 ⑦13:30 ⑧14:00  
⑨14:30 ⑩15:00

※定員になり次第受け付け終了

**注意事項**

- 医療費控除の明細書や収支内訳書などが未作成の人は受け付けできません。作成してから来場してください
- 聴覚や視覚に障がいのある人で電話・インターネットでの予約が困難な場合は、直接申告会場に来場してください
- 会場内での税理士による申告相談は実施しません

## 要介護認定を受けた人の障害者控除

問 介護保険課 (TEL 048-796-8275)

市内在住の65歳以上の人が必要介護1～5の認定を受けている場合、介護保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」(以下、認定書)を所得税や市・県民税の申告時に提示することで、障害者控除として所得から一定金額を差し引くことができます。

**認定書の申請**

介護保険課、または庄和総合支所福祉・健康保険担当の窓口にある申請書を、同窓口へ提出してください。

- 以前に申請し、「以降毎年送付を希望する」とした人は、再度の申請は不要です ※亡く

なった人の認定書が必要な場合は、再度申請が必要です。また、市外に転出した人は転出先市町村へ申請が必要です

- 事業対象者・要支援1・2の人は障害者控除の基準に達していないため認定書の発行はできません
- 障害者手帳などの交付を受けている人は、手帳などにより控除が受けられますので申請の必要はありません

**認定書の送付**

令和5年12/31を基準日として1月下旬ごろに送付します。1月以降に申請した人は1月下旬以降順次送付します。

## 活用してください 税理士による 所得税の還付申告相談

**とき** …2/2(金)～15(木)  
9:30～12:00、13:00～16:00(土)(日)祝を除く)

**対象** …次のいずれかに該当し、所得税の還付を受けたい人 ● 年金受給者 ● 給与所得があり医療費控除を受ける ● 年の途中の退職・就職などにより年末調整を受けていない

**費用** …有料の場合有り

**用意するもの** …公的年金等の源泉徴収票など

**申し込み** …実施日前までの9:30～12:00、13:00～16:00に電話で税理士会春日部支部 (TEL 048-738-7470) へ